



令和4年 (2022年) 11月 10日 (木)

No. 15774 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012

大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第34回

「重大な特許権侵害紛争」の行政裁判弁法と行政摘発事例 (1)

☆「春宵一刻」ホモ・サピエンスのバイオ革命 (11)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (12)

中国知財の最新動向 第34回

「重大な特許権侵害紛争」の行政裁判弁法と行政摘発事例

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠<sup>1</sup>

I. はじめに

中国における知的財産権侵害紛争の解決に向けて権利者が採り得る主な法的手段としては、大きく分けて、「裁判所における侵害訴訟」(司法ルート)と「行政機関による行政処理」(行政ルート)がある。このように、権利侵害紛争の解決手段として「司法ルート」と「行政ルート」の2つが認められていることを「双軌制」という。これに対し、日本法では、知

的財産権侵害紛争の解決手段としての行政機関への行政処理申立という制度は採られていない。中国において行政機関への行政処理申立という制度が採られていることは、中国知的財産法の最大の特徴であるといえる。近時、中国では、「行政ルート」に関する法制度が整備され、実際にも「行政ルート」の利用件数の方が多くなっている。その理由としては、「行政ルート」は、「司法ルート」と比べて、一般的

弁理士法人 三枝国際特許事務所

SAEGUSA & PARTNERS

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜コニシビル  
TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F  
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

代表社員 弁理士 林 雅仁\*  
社員副所長 弁理士 齋藤 健治\* 社員副所長 弁理士 中野 睦子\*  
社員副所長 弁理士 岩井 智子\* 社員副所長 弁理士 菱田 高弘\*

化学・バイオ部

淀谷 幸平\* 藤田 雅史\* 森嶋 正樹\* 北野 善基\* 東野 匡容\* 兼本 伸昭\* 池上 美穂\*  
難波 泰明\* 河合 永文\* 八木 祥次\* 桑垣 善行\* 岩澤 朋之\* 野村 千澄\* 内藤 勝志

機械・電気部

松野 陽介\* 西橋 毅\* 安藤 有貴\* 齊藤 美咲\* 洗 理恵\*  
新田 研太\* 木村 豊\* 鶴 寛\* 植田 慎吾\* 奥山 美保\*

知財情報室

前田 智子

商標・意匠部

松本 康伸\* 田上 英二\* 小川 稚加美\* 中村 剛\* 志賀 未知子\*  
吉川 麻美\* 森山 彰子\* 佐々木 章江\* 森 康輔\* 羽鳥 慎也\*

◆弁理士募集中 (化学・バイオ部門)◆

詳細は下記HPよりご覧下さい



◎東京オフィス \*特定侵害訴訟代理可能

<https://www.saegusa-pat.co.jp>